甲佐町定住促進助成金交付要綱

平成16年６月25日

甲佐町告示第35号

甲佐町定住促進要綱（平成12年甲佐町告示第33号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、本町の過疎化及び高齢化の解消を図り、若者及び子育て世帯の定住を促進し、もって、活力あるまちづくりに寄与することを目的とした甲佐町定住促進助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　定住　５年を超える期間継続して甲佐町住民基本台帳に登録され、かつ本要綱の交付申請兼実績報告を行った住宅を生活の本拠として入居していることをいう。

(2)　住宅　自ら居住するために新築し若しくは建売取得する延床面積65m２以上の専用住宅又は居住部分の延床面積が65m２以上の併用住宅をいう。

(3)　新築　現に住宅の存しない土地に新たに住宅を建築することをいう。

(4)　建売取得　現に他人の所有に係る土地付住宅で、他人が一度も入居していないものを、相当の価格で取得することをいう。

(5)　自己所有の土地　購入後３年を経過した土地及び相続又は譲渡により取得した土地をいう。

(6)　基準日　土地の購入の場合は購入契約日、建売取得の場合は不動産売買契約日、自己所有の土地の場合は建築請負契約日をいう。

(7)　未就学児童　基準日現在に就学前の児童をいう。

(8)　20歳未満の扶養親族　基準日現在に20歳未満の者未満で、かつ、３親等以内の扶養親族をいう。

(9)　多世代世帯　申請者の親又は祖父母との同居世帯をいう。

(10)　核家族世帯　申請者夫婦のみ、申請者夫婦と20歳未満の扶養親族、申請者と20歳未満の扶養親族の同居世帯をいう。

（交付対象者）

第３条　定住促進助成金（以下「助成金」という。）の交付を受ける者（以下「交付対象者」という。）は、甲佐町内に住宅を新築又は建売取得により定住する者で、次の各号のすべてに該当するものであること。

(1)　基準日現在に40歳未満の者で、かつ、同居する（同居予定を含む。）40歳未満の配偶者（婚姻の予約者を含む。）又は20歳未満の扶養親族を有する者であること。ただし、交付申請兼実績報告時に同居していること。婚姻の予約者を有する者は、交付申請兼実績報告時に婚姻していること。

(2)　土地購入の場合は土地購入日より３年以内に住宅建築を完了し入居した者、自己所有の土地の場合は住宅建築を完了し入居した者又は建売取得の場合は所有権移転登記日より１年以内に入居した者であること。

(3)　既に助成金の交付を受けた者又は助成金の交付を受けた住宅でないこと。

(4)　助成金の交付の決定及び確定を取り消されたものでないこと。

(5)　町長が別に定める補助金や補償金を受けた住宅でないこと。

(6)　町税等の滞納がないこと。

(7)　甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第７号）第２条第２号に規程する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者でないこと。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1)　別表に指定する、甲佐町開発行為等指導要綱（平成29年３月28日甲佐町告示第36号）を遵守して開発された団地（以下「定住促進指定団地」という。）に住宅を新築若しくは建売取得した者に対しては、100万円

(2)　定住促進指定団地以外の土地に住宅を新築若しくは建売取得した者で、多世代世帯のものに対しては、50万円

(3)　定住促進指定団地以外の土地に住宅を新築若しくは建売取得した者で、核家族世帯のものに対しては、30万円

(4)　前各号の交付対象者の扶養親族に未就学児童がいる場合、次に掲げる金額を加算して支給する。

ア　第１号該当　未就学児童１名当たり　10万円

イ　第２号及び第３号該当　未就学児童１名当たり　５万円

２　土地の取得について、自己所有の土地の場合は、前項各号の額の半額とする。

（交付申請及び実績報告）

第５条　この要綱に基づいて助成金の交付を受けようとする者は、新築若しくは建売取得した住宅の登記日から１年以内に町長に対し、甲佐町定住促進助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）により交付申請兼実績報告を提出しなければならない。

２　前項により交付申請兼実績報告をする者は、前項の交付申請兼実績報告の提出前までに、甲佐町定住促進助成金交付事前協議書（様式第３号）により事前協議をすることができる。

（交付の決定及び確定の通知等）

第６条　町長は、前条の交付申請及び実績報告があった場合はその内容を審査し、助成金の交付内容及び条件に適合すると認めたときは助成金の額を決定及び確定し、甲佐町定住促進助成金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第４号）により、交付内容及び条件に適合しない場合は、その理由を付して甲佐町定住促進助成金交付申請却下通知書（様式第５号）により申請者に通知しなければならない。

（支給の時期）

第７条　町長は、前条の規定により助成金の額を決定及び確定した場合は、次により助成金を支給するものとする。

(1)　第４条第１項第１号に該当する者については、前条に定める通知の日（以下「確定日」という。）から起算して１年を経過した日以降に半額を、５年を経過した日以降に残り半額を支給するものとする。

(2)　第４条第１項第２号から第４号まで及び同条第２項に該当する者については、確定日から起算して１年を経過した日以降に支給するものとする。

（支給の要件）

第８条　前条の規定により助成金を支給する場合は、第３条各号すべてに該当する者か要件を確認し支給するものとする。

（請求）

第９条　この要綱に基づいて助成金を受給しようとする者は、甲佐町定住促進助成金交付請求書（様式第６号）により町長に対し請求しなければならない。ただし、その期間は第７条各号に掲げる日から１年以内とする。

（助成金の返還等）

第10条　町長は、交付対象者が虚偽の交付申請兼実績報告を行ったとき又は交付申請兼実績報告後に第３条に該当しなくなったと認めるときは、甲佐町定住促進助成金返還命令書（様式第７号）により助成金の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により返還命令を受けた者は、甲佐町定住促進助成金返還命令書を受け取った日から30日以内に返還しなければならない。

３　前２項の返還金において、町長が特にやむを得ない理由と認めた場合は助成金の返還を免除することができる。

（立入検査等）

第11条　町長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金の請求に係る住宅に立ち入り、検査できるとともに、入居の日から５年間、いつでも報告又は書類の提出を求めることができる。

２　前項の権限の行使は、必要な限度を越えて不当なものであってはならない。

（委任）

第12条　この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成16年７月１日から適用する。

２　この要綱は、令和７年３月31日をもって、その効力を失う。

３　本要綱の施行日前に従前の甲佐町定住促進要綱（平成12年12月27日甲佐町告示第33号）第５条の規定による申請がなされ、未だ確定していないものについては、本要綱の申請があったものとする。

４　甲佐町定住促進要綱（平成12年12月27日甲佐町告示第33号）により助成金の金額が確定したものについては、なお従前の例による。ただし、助成金の交付の期日等については、別に町長が定める。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 団地区画 | 地番 | 備考 |
| １ | 早川16区画 | 早川1868番地 | サングリーンニュータウン |
| ２ | 田口11区画 | 田口4598番地、田口4603番地 | 森の住宅 |
| ３ | 下横田106区画 | 下横田435番地 | 緑川団地 |
| ４ | 芝原20区画 | 芝原102番地 | 芝原第１団地 |
| ５ | 芝原20区画 | 芝原104番地、芝原120番地 | 芝原第２団地 |
| ６ | 緑町10区画 | 緑町275番地 |  |
| ７ | 麻生原６区画 | 麻生原２番地、麻生原３番地 |  |
| ８ | 麻生原22区画 | 麻生原11番地、麻生原12番地、麻生原13番地、麻生原14番地 |  |
| ９ | 芝原18区画 | 芝原67番地 |  |













